第2回 全国健康保険協会業績評価に関する検討会

平成23年9月7日(水) 17:00~ 於:厚生労働省専用第18会議室(17階)

議事次第

1 開 会

2 議事

- (1) 全国健康保険協会の平成22年度決算・事業報告について
- (2) 平成22年度全国健康保険協会業績評価における評価項目(案)に ついて
- (3) 業績評価の取りまとめに向けた今後の進め方(案)について

3 閉 会

資料1-1:平成22年度事業報告の概要

資料1-2:平成22年度決算報告書の概要

資料1-3:平成22年度事業報告書

(参考資料1) 船員保険概要資料

資料2-1:全国健康保険協会の平成22年度業務実績に関する評価の基準(案)

資料2-2:平成22年度全国健康保険協会業績評価一覧(健康保険)

: 平成 22 年度全国健康保険協会業績評価一覧(船員保険)

: 平成 22 年度全国健康保険協会業績評価一覧(共通)

資料2-3:全国健康保険協会の業績に関する評価(健康保険)[例]

資料3:業績評価の取りまとめに向けた今後の進め方(案)

(参考資料2)「平成22年度 全国健康保険協会事業計画及び予算」

「全国健康保険協会業績評価に関する検討会」について

1. 目 的

健康保険法(大正11年法律第70号)第7条の30の規定に基づき、厚生労働大臣が行うこととされている全国健康保険協会(以下「協会」という。)の事業年度ごとの業績の評価にあたり、第三者の視点を取り入れた適切な評価等を行うことを目的として開催する。

2. 職 責

全国健康保険協会評価に関する検討会(以下「検討会」という。)は、協会の事業年度ごとの業績の評価及び分析等を行う。

3. 構成

- 〇 検討会は、学識経験者をはじめ、事業主の立場、ユーザーの立場、財務 会計の専門家、保険者機能の専門家などの有識者で構成する。
- 座長は、検討会の構成員の中から選出することとする。 座長は、検討会の事務を総理し、検討会を代表することとする。 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代行することとする。

4. 運 営

- 検討会の庶務は、厚生労働省保険局保険課全国健康保険協会管理室において処理する。
- 1から4までに定めるものほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座 長が検討会に諮って定めることとする。

全国健康保険協会業績評価に関する検討会 構成員

おじま しげる

小 島 茂 (日本労働組合総連合会 総合政策局長)

かみやま としお

神 山 敏 夫 (元日本公認会計士協会監事)

つちだ たけし

土 田 武 史 (早稲田大学 商学部教授)

のぐち まこと

野 口 節 (東京法人会連合会 顧問)

ふるい ゆうじ

東京大学 医学部附属病院 22 世紀医療センター助教 ヘルスケア・コミッティー株式会社 代表取締役 古 井 祐 司

(敬称略、五十音順)